

知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 石川県漁業調整規則（昭和40年規則第1号。以下「規則」という。）第16条で定める許可の内容の変更の許可については、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(変更の許可)

第2 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り、石川海区漁業調整委員会に協議の上、許可するものとする。

2 規則第11条第1項の規定による制限措置のうち変更を認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 船舶の総トン数
- (2) 推進機関の馬力数
- (3) 操業区域
- (4) 漁業時期

附則

この方針は、令和5年11月24日から施行する。